

平成30年(2018年) 第3回 伊丹市教育委員会 定例会 会議録

1. 日時 平成30年3月22日(木) 午後2時00分～午後3時40分

2. 場所 総合教育センター 2階 講座室

3. 出席者 <教育委員会>

教育長	木下 誠	教育委員	秋田 久子
教育委員	江原 礼子	教育委員	川崎かおり
教育委員	川畑 徹朗		

<事務局>

教育次長	二宮 叔枝	保健体育課長	増田 健一
学校教育部長	村上 順一	小学校給食センター所長	鴨川 憲之
生涯学習部長	山中 茂	中学校給食センター所長	長澤 利文
教育長付参事	谷澤 伸二	社会教育課長	中畔明日香
生涯学習部参事	綾野 昌幸	公民館長	池田 真美
人権教育室長	佐藤 文裕	博物館長	亀田 浩
職員課長	植松 俊二	人権教育担当主幹	森口 真一
施設課長	宮木 哲男	少年愛護センター所長	河崎 信良
教育企画課長	矢田貴美代	教育総務課長	池田 昌弘
学校指導課長	廣重久美子	教育総務課主査	高田 幸美
学事課長	大村 寿一	教育総務課	寺内 みこ
総合教育センター主幹	尾崎 眞弓		

4. 欠席者 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議 事

(1) 開会宣言 木下教育長(午後2時00分)

(2) 日程報告 木下教育長より次のとおり会議を進める旨の発議があり、全委員はこれを了承。

日程第 1 平成30年第2回定例会会議録の承認

日程第 2 教育長報告

日程第 3 議案第17号の審議

日程第 4 報告第3号の承認

日程第 5 議案第15号の審議

日程第 6 議案第16号の審議

日程第 7 議案第18号の審議

日程第 8 議案第 19号の審議

日程第 9 議案第 20号の審議

日程第 10 議案第 21号の審議

木下教育長より「日程第4及び日程第5、日程第6、日程第10については、個人情報を含むため、日程第7については、意思形成過程における案件であるため、日程第8及び日程第9については、人事に関する案件であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか」との発議があり、全委員はこれを了承。

日程第4から日程第10は非公開の秘密会となる。

(3) 平成30年第2回定例会会議録の承認（日程第1）

平成30年第2回伊丹市教育委員会定例会（平成30年2月15日〈木〉開催）の会議録については、全委員一致でこれを了承。

(4) 教育長報告（日程第2）

管理部長より「3月分人事報告」・「2月分教育施設関係工事の着工・竣工報告」・「2月分の寄附採納報告」について、学校教育部長より学校教育部の、生涯学習部長より生涯学習部の、教育長付参事より人権教育室の、幼児教育施策推進班長より幼児教育施策推進班の2月分行事実施報告」・「4月分行事実施予定」について、それぞれ説明があり、質疑応答の後、全委員一致で「教育長報告」を承認。

質疑応答

江原委員 5ページの学校指導課の2月行事実施報告について。コミュニティ・スクール設置事業に係る先進校視察に3回行かれているが、今、本市で課題となっている学校運営協議会と既存の組織との整理について、何かいいお話が聞けているようであれば教えていただきたい。

廣重課長 奈良市立三笠中学校と岡山市立後楽館高校、下関市立下関商業高校、河内長野市立美加の台小学校へ視察に行った。組織に特化したお話を聞いたわけではないが、三笠中学校においては、学校運営協議会を自治会の中に位置付けるようなことを進めておられた。校区が元々、小学校と中学校で重なっているためにそういった対応が可能であるということで、小学校からいくつかの中学校に分かれて進学する本市の状況とは少し違うため、そのまま取り入れるのは難しいと感じた。先進市の良いところを吸収しつつ、本市の実情にあった仕組みを考えていきたいと考えている。

- 江原委員 各市で実態が違うので、そのまま活用するのは難しいと思うが、教育委員会でも組織の整理について研究していかないといけないと思っている。
- 川崎委員 7-4ページの適応教室通館児童生徒統計について。昨年度と比較して、通館人数の変化はどうか。
- 尾崎主幹 適応教室「やまびこ館」の通館人数は今年度20名で、昨年度14名と比較して1.4倍程度になっている。人数は増えているが、傾向として出席状況がよく、長時間出て来られる子どもが多いため、10名を超えることもある。活気があっていいが、十分な場所を確保することについて課題があるため、今後工夫が必要だと思っている。
- 川崎委員 教育委員の仕事は民意を伝えていくことだと思っている。不登校に関して、保護者から相談を受けている。不登校の原因が起立性調節障害と診断された後、学校から適応教室の案内があり見学に行ったところ、ここは自分の居場所ではないと感じたそうだ。各学校の不登校の実態を教えてください。
- 木下教育長 不登校については、最重要課題のひとつであると考えている。各学校を訪問していただいて、実態についてご指摘いただいていることもあり、定例会終了後に共有できればと考えている。
- 川崎委員 教育長報告の資料に不登校や学級崩壊に関する資料を入れていただくことはできないか。
- 廣重課長 原則公開となるので、どういう形で出すかということについては検討が必要である。不登校に関しては、病気で休んでいるということであれば長期欠席として扱い、対応を見極めていかなければならない。
- 川崎委員 先月公民館で開催された「不登校のつどい」に参加したが、参加者のうち緊急性を感じる子どもがいたため、後日個別に相談を受けた。担任の先生から学校に来ることを強要されて状態が悪くなったというお話だったので、学校にきちんと状況を伝えることをお勧めし、現在は学年主任の先生が動いてくださっているようだ。母親は私に相談したことで落ち着いたとおっしゃってくださった。やはりきちんと対応していただかなければ大変なことになると思う。教育者は、子どもの発達に応じた教育の工夫が必要だと感じる。一度適応教室も見学に行きたい。
- 木下教育長 不登校問題への対応については、早期発見、早期対応、未然防止に力を入れている。適応教室は不登校になった児童生徒の学校復帰を目的に動いているものである。まずは実態把握をして、原因分析をして、どのような

取組をしていくかということについて、年度始めの校園長会で議題として取り上げて対策を講じてきた。今回の件も含めて、定例会終了後に意見交換したいと思っている。

川崎委員 よろしくお願ひします。

もうひとつは生徒指導について。現場でどのような案件があつて、先生方がどのような指導をされたのかということをお情報提供していただきたい。

廣重課長 毎月、問題行動等事案の報告を各学校から上げてもらっている。各事案について、その内容と指導、その後を簡潔にまとめて提出いただいている。

川崎委員 事案の内容はどのようなものがあるのか。

廣重課長 友人との喧嘩、いじめ、万引き、金品の持ち出し等様々である。

木下教育長 様式が決まっています、各学校からあがってきた報告の内容は担当者会で情報交換したり、警察等の関係機関を交えて善後策を考えるのに活用することもある。問題行動の件数は、中学校は減少傾向であるが、小学校はやや増加傾向にある。これは全国的な傾向であるが、そのような実態を教育長報告であげたらどうかというご意見か。

川崎委員 そうである。学校でどういうことが起こっているかを知ることで、原因を考え必要な取組について協議して解決に導くことが教育委員の仕事だと思っている。

村上部長 ありがとうございます。不登校は欠席日数が30日を超えたらという基準があるが、不登校になってから動き出すのではなく、未然に防止するのが大切だと考えており、例えば10日を超えた生徒については書類を作成して、小学校から中学校にあがるときだけでなく、学年間でも引き継いで継続的に見ていこうという取組をしている。また、学校によって取組に差が出ないように「共通実践事項」を定めて取り組んでいる。

本日も年度末の報告をさせていただきたく考えているが、市全体の状況であるとか、苦慮していることや取組の方向性については、今後も随時ご報告させていただきたいと考えている。

川崎委員 ありがとうございます。学校を訪問して校長先生とお話しすると、現場は不登校や支援を要する児童生徒のこと等でとても悩まれているように感じる。学力向上はもちろん大切だが、現場で起こっている対応を要する事案を一つ一つ解決していく必要ではないかと思う。

秋田委員 不登校の基準については、文部科学省が30日以上と決めている。その

実態を教育委員会が知ることは非常に大切である。「教育長報告の資料は原則公開だから仕方に検討が必要」という説明があったが、教育委員会で対策について協議する場合には資料中に個人情報はいらない。市内の児童生徒がどういう状態にあるかということ私たち教育委員は把握する必要があるし、義務教育に関しては保護者も含め大人全員が義務を負っているわけであるから、課題を共有して市民の皆さんにも一緒に考えていただくための情報提供は私たち教育委員会の仕事であると考えている。個人情報は省き、具体的な数字についてはきちんとしたデータを共有する仕組みを作っていく必要があると考える。

一方で、今までは様式面での制約があったかもしれない。教育長報告の様式が各所属単位であるから、全体に関わる「面」の部分に関しては漏れてしまう形になっている。解決に向けた直接的なアプローチは所属単位の方が効果的であるが、全体像を知っていくときには面の部分が非常に大切だと考えるので、資料提供にかかる方法論についてはお任せするが、教育委員は市民から教育行政をお預かりしているという立場上、そういうデータを共有することが必要だと思う。

木下教育長 不登校という問題を総合的に考えるために、実態や取組を網羅的にまとめた資料が必要だということについては、私も同じように考えている。

秋田委員 いくつか質問させていただきたい。3ページの寄附採納報告について。小中学校で卒業式に際して、PTAや卒業生から学校に寄附をいただくものは、この報告に含めなくてよいのか。

木下教育長 次回の3月報告で載せる。

秋田委員 もうひとつは5ページの教育企画課の2月行事実施報告について。市立伊丹高校の活性化のためのワーキンググループがあり、ちょうど今年の今頃、平成29年度に向けてどのように進んでいくかという計画案を立てているとお聞きした。その案をご報告いただくことになっていたと思う。やはり今、時代もそうだが、教育も大きな曲がり角にきているので、課題対応にはスピードが必要だ。ワーキンググループで出たアイデア等を共有していただきたい。

矢田課長 ありがとうございます。昨年度そのようなご意見をいただいたことを記憶している。今年度も確かにワーキンググループは稼動していて、3月27日に開催する教育企画会議においてそのまとめを報告する予定である。教育委員会に対してもまとめたものを後日ご報告させていただく予定で

ある。

秋田委員

5ページの学校指導課の2月行事実施報告について感想を申し上げる。部長から民間の自習室の話があったが、本市だけに不登校が多いわけではなく、その原因も質も変わってきている。そのことについては後ほど意見交換をするということで承知した。不登校への対応については私は学校に戻る事が全てではないと思っている。教育活動全体を網かけしやすいのは現行の義務教育の学校システムであるが、そこに戻すために全ての労力を注ぐのではなく、要は学力と人間関係を学ぶ場の保障が大切であるから、目的に焦点化して場を提供できるようにシフトしていく必要があると感じている。先ほどご紹介いただいた自習室には100名近くが通っているということで、やはり時代の流れでそうなっているのだと思う。場合によっては、どうしても学校へ来なさいと言われるとそこで軋轢が起こっていく。そういうところに労力を使うよりも、子どもの学力と人間関係の構築の場を設定するという目的から見て、生涯教育の観点で不登校対策に労力を使うほうが良いと思っている。

木下教育長

社会の中で育てていけばいい。この間フリースクールの取り扱いについて整理をしたので少し事務局からご説明いただきたい。

廣重課長

教育の機会均等に関する法律の制定を受け、民間施設等で児童生徒が教育を受けた場合の指導要録上の出席の取り扱いについて、ガイドラインの見直しを行ったところである。秋田委員がおっしゃるとおり、学力と人間関係を学ぶ機会の確保は大切であると考えており、児童生徒がフリースクール等において教育課程に準じた内容の教育を受けていて、かつ施設としても適切であると認める場合については、指導要録上の出席を認めるという方向で進んでいる。先ほど部長からお話のあった民間の自習室については、児童生徒が放課後に通っているということで把握している。そこにおいても、きっと学力と人間関係を学ばせてもらっているのではと想像するところである。

秋田委員

ありがとうございます。私も同じ感想で、もう少し発展させる形で本来的に義務教育で学ぶことを保障するために、今後に向けて教育委員会としてももう少し主体的に考えていくべきだと思っている。

9ページの小学校給食センターの2月行事実施報告について。各小学校でPTAの方が公立幼稚園の児童を対象に給食試食会をしてくださっている。ありがたい。ちょうど幼児教育改革を進めていこうとしているとこ

ろなので、来年度はすべての就学前施設の子どもを対象にしてはどうか。早めに周知して、「小学校入学前の給食体験のついでに、通学路も親子で歩きながら」というふうにイベントのような形で打ち出すと、幼児教育の改革が非常にスムーズに進み、入学後のスムーズなスタートに結び付くと思う。

35ページの人権教育室の2月行事実施報告について。3日（土）に開催された第44回伊丹市人権・同和教育研究大会で講演して下さった講師の方の氏名等が備考欄に記載されていないが、これでよいのか。

森口主幹 派遣の区分で記載しているのは、人権教育指導員を研究大会の分科会に派遣しているということで、後援の区分で記載しているのは、研究大会そのもののことで、立命館大学の筒井淳也教授に講演いただいたということである。

秋田委員 そういうことであれば、その講師の方の氏名等を備考欄に記載したほうがいいのではと思う。

#### (5) 議案第17号の審議（日程第3）

木下教育長より「議案第17号 伊丹市立桜台小学校敷地南東側の土地の引継ぎについて」を議題とする旨の発議の後、「(仮称)西部こども園の整備に伴い、伊丹市立桜台小学校のプールを移設するため、伊丹市立桜台小学校敷地南東側の土地を引き継ごうとするものです。」との説明がなされ、管理部長より補足説明があり、全委員一致で「議案第17号」を原案のとおり可決。

#### (6) 報告第3号の承認（日程第4）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「報告第3号 教育長の委任事項並びに専決事項に関する規則第2条第2項の規定による専決処分報告について」の「専決第2号 平成29年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」及び「専決第3号 平成29年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の決定について」、「専決第4号 平成29年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」、「専決第5号 平成29年度伊丹市優良児童・生徒顕彰の追加決定について」を承認。

#### (7) 議案第15号の審議（日程第5）

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第15号 学校運営協議会委員の委嘱について」を可決。

(8) 議案第16号の審議(日程第6)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第16号 伊丹市スポーツ推進委員の委嘱について」を可決。

(9) 議案第18号の審議(日程第7)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第18号 伊丹市スポーツ推進計画について」を可決。

(10) 議案第19号の審議(日程第8)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第19号 平成30年度校園長等人事異動について」を可決。

(11) 議案第20号の審議(日程第9)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第20号 平成30年度教育委員会事務局管理職人事異動について」を可決。

(12) 議案第21号の審議(日程第10)

秘密会での審議の後、全委員一致で、「議案第21号 平成29年度伊丹市教育委員会賞の追加決定について」を可決。

(13) 閉会宣言

木下教育長(午後3時40分)

上記のとおり会議の要旨を記録し、ここに署名押印する。

伊丹市教育長 木下 誠

伊丹市教育委員会委員 江原 礼子